

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
栃木県塩谷郡高根沢町

2 構造改革特別区域の名称
高根沢町福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲
栃木県塩谷郡高根沢町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町は、栃木県のほぼ中央部で県都宇都宮市の北東12kmにあり、東西両端が丘陵地帯になっておりその間に水田地帯が広がっている。町の面積70.9平方kmのうち、宅地の面積の割合は9.8%であり、町のほとんどが田畑・山林等で占められている。西部丘陵地帯には、病院や商業施設が集まっており市街地の中心になっている。この西部丘陵地帯に、JR宇都宮線宝積寺駅があり、ここから東にJR烏山線が分岐している。

現在、人口は30,770人（平成17年4月1日現在）で、同時期の65歳以上の人口は5,368人となっており、高齢化率は、17.4%となっている。市街地には住宅地の造成もされていて、町の総人口も年々増えている状況ではあるが、それ以上に高齢者人口も増えている状況である。

本町の公共交通機関は、前述のJRの2線とバス路線が1路線しかなく、駅と駅の間隔も離れており、利用できる範囲は限られている状態である。主となる移動手段は自家用車である。したがって、移動制約者については、家族の送迎に頼っている状況である。

○ 移動制約者の状況

移動制約者の状況であるが、まず移動制約者とは、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人、身体障害者手帳保持者、知的障害者等の中で、特に単独での移動が困難な人である。

・ 介護保険の要支援・要介護認定者

高根沢町の介護保険の要支援・要介護認定者は、平成17年4月1日現在で、717人になっている。その内65歳以上の第1号被保険者は697人（表1）になっており、高齢者人口の12.9%となっている。また、居宅介護（支援）サービスを利用している人は、379人になっており、その内65歳以上の第1号被保険者は、369人（表2）になっており、高齢者人口の6.8%となっている。

これら要支援・要介護認定者について、要介護3以上の者は、福祉車両での輸送が基本であるが、要支援・要介護1及び要介護2の者については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではない。

表１ 要介護（要支援）認定者数（平成１７年４月１日現在 単位：人）

	要支援	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１号被保険者	８０	１４９	１３５	１２１	１６６	４６	６９７
６５歳以上７５歳未満	８	２２	１８	１９	１３	１１	９１
７５歳以上	７２	１２７	１１７	１０２	１５３	３５	６０６
第２号被保険者	１	５	６	４	３	１	２０
総数	８１	１５４	１４１	１２５	１６９	４７	７１７

表２ 居宅介護（支援）サービス受給者数（平成１７年４月１日現在 単位：人）

	要支援	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１号被保険者	４２	１１４	８３	７４	４８	８	３６９
第２号被保険者	１	３	３	１	２	０	１０
総数	４３	１１７	８６	７５	５０	８	３７９

・身体障害者における移動制約者

身体障害者手帳の交付状況は、平成１７年４月１日現在で、８２０人（表３）となっており、視覚障害者７０人、及び肢体不自由障害者４０８人の計４７８人の方は単独での移動や公共交通機関の利用は、困難であると思われる。

肢体不自由障害者の１・２級の者１３３人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、３級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合には、福祉車両を利用する必要はないと思われる。

ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用する必要がある。

表３ 身体障害者手帳交付状況（平成１７年４月１日現在 単位：人）

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	複合	計
１	２３			６３	１１３	２２	２２１
内１８歳未満	１			６	１	０	８
２	２３	１８		７０		１２	１２３
内１８歳未満	０	１		１		０	２
３	６	１５	３	８２	１５	３	１２４
内１８歳未満	０	０	０	１	０	０	１
４	５	３６	４	９７	５２	６	２００
内１８歳未満	０	０	０	１	０	０	１
５	６	１		６３		３	７３
内１８歳未満	０	０		０		０	

6	7	3 9		3 3			7 9
内 1 8 歳未満	0	1		0			1
計	7 0	1 0 9	7	4 0 8	1 8 0	4 6	8 2 0
内 1 8 歳未満	1	2	0	9	1	0	1 3

・ 知的障害者における移動制約者

知的障害者の判定を受けている人は、平成 1 7 年 4 月 1 日現在で 1 2 9 人（表 4）である。一人で外出することが困難な中度以上の知的障害者は、1 0 8 人となっておりその内更生施設に入所していない 8 9 人が在宅で生活している。

知的障害者の内、中度以上の人については、肢体不自由との重複障害がなければ、外出の際に福祉車両を利用する必要はないが、交通法規の理解、安全確認等ができない人が多く、また、初めての状況にパニックを起こす場合もあり、公共交通機関を利用したの単独での外出は危険である。

表 4 知的障害者の障害別状況（平成 1 7 年 4 月 1 日現在 単位：人）

1 8 歳未満			1 8 歳以上			計
重度 A1・A2	中度 B1	軽度 B2	重度	中度	軽度	
1 2	1 5	6	5 6	2 5	1 5	1 2 9
内更生施設入所者			内更生施設入所者			
0	0	0	1 4	5	2	2 1

・ 精神障害者における移動制約者

精神保健福祉手帳の交付状況は、平成 1 7 年 4 月 1 日現在で 5 4 人（表 5）となっている。その内 1 級の精神障害者で引きこもり傾向にある人にとっては、慣れ親しんだ介護者となれば外出することができることもあり、公共交通機関を利用することは困難である。

身体的な障害があるわけではないので、福祉車両を使用する必要はないが、知的障害者と同様に同じ条件で利用できる交通手段が必要である。

表 5 精神保健福祉手帳交付状況（平成 1 7 年 4 月 1 日現在 単位：人）

等級	1 級	2 級	3 級	計
人数	1 2	2 7	1 5	5 4
内 1 8 歳未満	0	0	0	0

○ 公共交通機関の状況

町内には、西部丘陵地帯に J R 宇都宮線が通っており、そこから東へ J R 烏山線が伸びている。バス路線は民間経営によるものが、1 社 1 路線を運行している。また、2 社のタクシー事業者が営業している。

・鉄道路線

町内の鉄道は、宇都宮市に通じるＪＲ宇都宮線で宝積寺駅と宝積寺から烏山を結ぶＪＲ烏山線に２駅（下野花岡駅・仁井田駅）の３駅となっている。それぞれの駅の間が離れており駅に行くまでの交通手段の確保が難しい状況にある。また、駅舎が老朽化しており、ホーム間の移動に階段しかなく、特にＪＲ烏山線の２駅はローカル線で、段差の解消等、障害をもった人への対応はされていない。

・バス路線

民間経営の１社１路線しかなく１日４往復の運行にとどまっている。バスもノンステップや停留所において障害者対応等のバリアフリーの対策はなされていない。

町営の巡回バスがあるが、午前・午後の１回ずつ２台で巡回している。利用実績の人数は移動制約を伴う障害者等は含まれていない状況となっている。

表６ 町営巡回バス

路線名	利用実績（Ｈ１６年度実績）	
元気あっぷバス	5,035 人	実走行 11,888km
福祉バス	3,772 人	実走行 11,791km

・タクシー事業者

町内には、２社のタクシー事業者（表７）が、主に中心市街地の駅周辺に事業所を置いて営業している。高根沢町では、病院や大規模店舗へ行こうとすると、駅から少し離れた所にあるため、駅からタクシーを利用したり、直接家からタクシーを利用したりしている状況である。自家用車がない人や運転免許のない人にとっては、タクシーは重要な交通手段となっている。しかし、車椅子対応のタクシー等はない状況である。

福祉車両を必要としない移動制約者についてもタクシーは最も利用する交通手段であり、高根沢町の福祉事業として「福祉タクシー利用券」を町内の重度の障害者に対して、月に５枚（１枚基本料金相当額）を交付し、タクシー料金の補助を行っている。（表８）利用者にとって不可欠な事業となっているが、利用者の制限もあり事業の拡大も難しい状況である。

表７

会社名	所有台数
有限会社 宝積寺タクシー	１２
仁井田タクシー 有限会社	４

表 8 福祉タクシー利用券 平成 16 年度実績（1 枚：中型 650 円）

会社名	利用枚数	補助金額
有限会社 宝積寺タクシー	1,799 枚	1,169,350 円
仁井田タクシー 有限会社	492 枚	319,800 円

5 構造改革特別区域計画の意義

高齢者や障害者等が安全でかつ快適な生活を慣れ親しんだ地域でおくするために、住居や公共的な建物等のバリアフリーを進めるとい物理的な環境の整備を行うとともに、人と人との心のバリアフリーを進めるために、町民ひとりひとりが支えあえる町づくりを目指して、現在、福祉の推進を図っている。その中で、この福祉有償運送事業が一つの契機となって、町民の自発的な活動が促進され支えあえる福祉の町づくりが一層推進される。

福祉有償運送事業は、要介護（要支援）認定者、障害者等移動制約者の移動の確保について、従来の公共交通機関及び営利法人の事業活動に加え、社会福祉法人や医療法人、NPO等の非営利法人の協力を得て、様々な輸送主体による協働の体制を整備することにより、全ての移動制約者の円滑な日常生活を保障し、その自立を支援しようとするものである。

本町では、西部丘陵地帯に病院や商業施設が集まっている状況であるが、公共交通機関は町全体を網羅している状況ではない。したがって、面積の大部分を占める郊外に居住している人たちが、通院や買い物をしようとするほとんどが自家用車を利用しなければならない状況にある。

自家用車を利用できない人は、公共交通機関を利用するしか方法がないが、鉄道路線の駅やバス路線の停留所間の距離も長く高齢者や障害者等の移動制約者が公共交通機関を利用するのは非常に困難である。

公共交通機関を利用できない移動制約者は、高額な料金となっても自宅までの迎えを含む目的地までのタクシーを利用するか、家族の送迎に頼ることが交通手段となっている。高齢者に関しては、年々ひとり暮らしや高齢世帯が増えてきており家族に頼ることもできず、経済的負担が重くなってもタクシーを利用しなくてはならない状況である。

高齢者や障害者の移動制約者は、全体で 1,720 人と推計できるところである。これらの人全てが福祉車両による輸送が必要な方とは限らない。福祉車両の台数も限りがあり福祉車両に限定されては、台数が少なく移動制約者の需要に対応することはできない。

これらの移動制約者に対して、身体的・精神的及び経済的な支援を行うことで、社会参加の機会を増やすこと、引きこもりの防止・介護予防の成果を上げられる等の効果が考えられる。このような外出支援を積極的に行うためには、福祉有償運送の一般乗用車両への拡大が不可欠である。

6 構造改革特別区域計画の目標

この事業を実施することにより、交通弱者の高齢者や障害者が通院や買い物等で外出することが容易になる。このことによって、高齢者や障害者の社会参加が促進されるとともに、閉じこもり等の解消につながり介護予防の効果を上げることができ、高齢者や障害者の介護を行っている家族の負担の軽減にもつながる。また、高齢者や障害者本人及びその介護者の就労機会の促進につながり、高齢者や障害者等が住み慣れた地域でいつまでも生活できる地域社会を構築することを目的とする。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年4月1日現在での移動制約者の推計人数は1,720人でありその内福祉車両を必要としないと思われる人は1,156人という状況である。町内のタクシー事業者の所有台数だけでは対応しきれないものと思われ、また、障害者等の利用者に対しては、状況に応じた配慮も必要であり、経験のないタクシー運転手では対応困難である。

NPO法人等のボランティア輸送における使用車両を、福祉車両だけでなくセダン型車両にまで拡大することで、移動制約者の移動需要に対応でき、従来からサービスを受けていた方のサービスの確保と閉じこもりがちな高齢者や障害者の外出機会が確保できることで、社会参加の促進を図れる。

現在、実施しているNPO法人の他にも、この事業へ介護保険事業所等が新規参入することで、雇用の創出が図られる。サービス利用者の外出機会の確保に伴う社会参加による経済的な効果が見込まれる。

また、交通弱者である高齢者や障害者の移動について、タクシーを含む公共交通機関と福祉輸送サービス事業所等とで、利用対象者により役割分担を図ることで、誰もが安心して利用できる交通ネットワークシステムの創設が期待できる。

8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関する地方公共団体が必要と認める事項

1) 福祉タクシー助成事業(担当:高根沢町健康福祉課)

<対象者> 高根沢町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳を有し、その障害の程度が1級または、2級の方。
- 療育手帳を所有し、その程度がA(A1・A2)の方
- 精神障害者保健福祉手帳を所有し、その障害の程度が1級の方

<助成額>

- タクシー利用につき、基本料金(初乗料金)を助成する。

- 利用券を年間の 60 枚を限度として交付する（月 5 枚）
- < 手続き > 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示のうえ申請する。

< 利用実績 >

- 利用券交付者数 138 人
- 利用枚数 2,291 枚

2) 町有巡回バスの運行事業（担当：高根沢町総務課）

- < 対象者 > だれでも利用できる。
- < 運行コース > 町内を 4 コースに分けて巡回している。
- < 運行日 > 月・水・木・金の週 4 回。
- < 料金 > 無料
- < その他 > 低床バス 1 台が運行している。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた特区内で活躍する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

高根沢町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が高根沢町内

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が所有する車両を用いて、要介護認定を受けている者や障害者のうち視覚障害者・精神障害者などであらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償で送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

高根沢町の公共交通機関としては、鉄道2線、民間バス路線1社1路線、町営巡回バス2路線が運行しているが車いす等の移動制約者への対応は十分ではない。タクシーについては、町において障害者手帳保持者に対して利用券を交付して料金の助成を行い、一定の成果を上げているものの、福祉車両でのタクシーは町内では1台もなく手軽に利用できる状況ではない。

高根沢町の移動制約者が1,720人いると推計される現状で、タクシーを含む公共交通機関では、移動制約者の移動ニーズに十分対応できない状況である。

平成16年度より許可されるようになったNPO法人等による福祉有償運送事業では車両がストレッチャー等の特殊な設備を備えた福祉車両に限定されているため、やはり移動制約者の移動ニーズに対応できないため、この福祉有償運送事業をセダン型車両に拡大することで、少しでも多くの移動制約者のニーズに対応しようとするものである。

(1) 栃木県県北健康福祉センター福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑で効果的な実施のため、栃木県においては、県内の健康福祉センターごとに、その管轄の市町村を対象区域とする関係機関による運営協議会が今年の5月に設置された。高根沢町は、県北健康福祉センター管轄に含まれている。

委員の構成は以下のとおりとする。

- ・ 関東運輸局栃木運輸支局長が指名する職員
- ・ 市町村職員
- ・ 想定される有償運送の利用者の代表
- ・ N P O 法人の代表
- ・ タクシー事業者の代表
- ・ 栃木県企画部交通対策課職員
- ・ 栃木県県北健康福祉センターの所長が指名する職員
- ・ その他必要と認められる者

(2) 運送主体

高根沢町内で活動する社会福祉法人、N P O 法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、かつ以下に示す要件を満たす場合において、運営協議会の議決を経て許可を受けた事業者とする。

運送対象者

運送対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録者とその付き添いの者とする。

- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 条第 3 項にいう「要介護者」及び第 4 項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 4 条にいう「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人口血液透析を受けている場合を含む）精神障害、知的障害者等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情受付について、会員登録時に説明し対応する。

(3) 福祉有償運送の使用車両

- ・ 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。また、この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と輸送に携わる者との間に使用に係る契約が締結されていること。
- ・ 福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を

容易にするための装置を設けた自動車であること。

- ・ 運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・ 外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

(4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これによらない場合は、運営協議会において以下の点について協議をし、適当と認められたものとする。

- ・ 申請日前 3 年間運転免許停止処分以上の処分を受けていないこと。
- ・ 栃木県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し、必要な知識又は経験を有する者であること。

(5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(6) 運送の対価

運送の対価については、一般旅客自動車運送及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般旅客自動車運送事業の半分とする。

(7) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第 7 条の欠格事項に該当するものでないこと。